

◎佐賀県条例第2号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教務手当)</p> <p>第4条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員が、教育指導又は職業訓練指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>有田窯業大学校に勤務する職員で窯業に関する科目の講義又は実習指導に従事するもの</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の手当の額 業務に従事した日1日につき1,200円</p> <p>(2) 略</p>	<p>(教務手当)</p> <p>第4条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員が、教育指導又は職業訓練指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>窯業技術センターに勤務する職員で窯業に関する科目の講義又は実習指導に従事するもの</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>果樹試験場又は畜産試験場に勤務する職員（果樹試験場に勤務する職員にあっては、職員給与条例第3条第1項第3号に規定する研究職給料表の適用を受ける者を除く。）で現場における実習指導に従事するもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の手当の額 <u>（同項第5号に該当する職員に支給するものを除く。）</u> 業務に従事した日1日につき1,200円 <u>（同項第4号に該当する職員が現場における実習指導にのみ従事した場合にあっては、350円）</u></p> <p>(2) <u>第1項の手当の額（同項第5号に該当する職員に支給するものに限る。）</u> 業務に従事した日1日につき350円</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。